

押印見直しに伴う各種届出書の訂正方法について

押印見直しに伴い、令和3年4月1日から各種届出書については、組合員の押印を不要とするが、この場合における各種届出書の記載内容の訂正方法は次のとおりとする。

組合員が訂正する場合

原則として、各種届出書の訂正ではなく、あらたに訂正の必要のない各種届出書を作成して提出すること。

ただし、やむを得ず訂正する場合は、訂正箇所の近くに組合員名を自署すること。